
住宅瑕疵担保履行法対応

発泡プラスチック断熱材による 外張断熱工法 施工のポイント



住保機確認第 09-157 号
平成 21 年 10 月 1 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

発泡プラスチック外張断熱協会
会長 古賀 英嗣 殿

住宅瑕疵担保責任法人
財団法人住宅保証機構
理事長 羽生 洋治



平成 21 年 7 月 30 日付けでいただきました「外張断熱工法」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法
2. 工法または建築材料の概要および条件
外張断熱材として発泡プラスチック断熱材を用い、その継ぎ目等に気密防水テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。
施工方法等は「発泡プラスチック断熱材による外断熱工法施工のポイント」に従うことを条件とする。
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
木造住宅（スチールハウス含む）の外壁
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 9 条第 1 項（防水紙又は仕上塗材）、同第 2 項（防水紙の品質・張り方）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該仕様を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

平成 21 年 11 月 16 日

技3通 09-065

設計施工基準第3条に係る結果通知書

発泡プラスチック外張断熱協会 御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部

平成21年11月10日付で申請のあった「発泡プラスチック断熱材を使用した外張断熱工法」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、承認申請書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

発泡プラスチック外張断熱協会員(外張断熱工法促進協議会、ウレタンフォーム工業会、EPS建材推進協議会、フェノールフォーム協会)の供給する発泡プラスチック断熱材を使用し、発泡プラスチック外張断熱協会が定める施工のポイントに基づき施工されたもの。

2. 第3条申請に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 外壁の防水

- ① 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。(第9条第1項)
- ② 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。(第9条第2項(1))
- ③ 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm 以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm 以上、金属系サイディング仕上げは150mm 以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。(第9条第2項(3))

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・この「通知書」の仕様で保険の申込みを行う場合は、事業者様から設計図書として提出が必要です。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。

発泡プラスチック外張断熱協会 御中

設計施工基準第3条に係る確認書

G基準確認第09-26号

平成21年11月29日

株式会社ハウスジューメン



貴協会からご提出いただいた設計施工基準第3条に係る申出書(平成21年11月10日付)について、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり確認しましたので通知します。
保険契約申込みの際には本書写しを添付いただくようお願いいたします。

記

1. 工法名

発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法

2. 工法の概要

外張断熱材として発泡プラスチック断熱材(JISA9511)を用い、協会の施工マニュアル(発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント)により、断熱材相互の継目等に気密防水テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。

3. 適用しない条項

設計施工基準第9条第2項(外壁の防水)

以上

ハウスプラスすまい保険 設計施工基準適用除外に関する確認書（包括認定）

発泡プラスチック外張断熱協会 様

ハウスプラス住宅保証株式会社
瑕疵保険部



下記事項に関し、貴社からの適用除外事項の検討依頼に基づき、設計施工基準適用除外の検討をした結果その内容の確認をいたしました。

なお、本確認は貴社について下記除外条件を満たした場合のみのものとなります。除外条件は瑕疵保険の事故発生率等の理由により、相当期間内（概ね1年間）に見直しがなされます。本帳票は、将来にわたって、それをお約束するものではありませんので、予め御了承ください。

物件名	
建築場所（住所）	

■包括的適用除外確認日

2009年11月13日

■適用除外事項	<p>（外壁の防水） 第9条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。 （1）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。 （2）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。 （3）防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm 以上、金属系サイディング仕上げは150mm 以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 （4）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。</p>
■上記の除外条件	<p>工法の名称：「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発泡プラスチック外張断熱協会が発行する「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント」に従い施工する ■ 適用地域：全国 ■ 適用範囲・部位：木造住宅（スチールハウス含む）の外壁

※お申込みの際は本確認書（写し）を添付の上、必要図書と一緒に提出してください。

目 次

1. 住宅瑕疵担保履行法について	
1-1 法律の概要	1
1-2 保険会社における外張断熱工法の取扱い	1
2. 施工のポイント（保険対象工法として守るべき事項）	
ポイント-1 開口部周りの気密防水テープの貼り方	2
ポイント-2 壁部位の気密防水テープの貼り方	3
ポイント-3 通気の確認	4
ポイント-4 バルコニー	6
ポイント-5 出隅部・入隅部	7
3. 各部位の参考ディテール	
図-1 矩形図	8
図-2 基礎断熱-土台	9
図-3 屋根-壁	10
図-4 下屋-2階壁	11
4. 関連副資材	
4-1 気密防水テープ	12
4-2 外張専用ビス	12
4-3 スプレー式充てん材	13

本書は、発泡プラスチック断熱材を使用した外張断熱工法的设计施工にあたって、住宅瑕疵担保責任保険対象工法として守るべき基本事項を説明したものです。その他の施工上の詳細については、加盟各社にお問い合わせください。

1. 住宅瑕疵担保履行法について

1-1 法律の概要

新築住宅の発注主や買主を保護するため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）が2009年10月1日に施行され、新築住宅の請負人や売主に保険への加入または保証金の供託が義務付けられました。

瑕疵担保履行法による保険会社として指定を受けた(財)住宅保証機構等では、全ての住宅事業者を対象として「住宅瑕疵担保責任保険」を提供しています。

この保険は、新築住宅の売主等が、保険会社との間で保険契約を締結するもので、「住宅の構造耐力上主要な部分」および「雨水の浸入を防止する部分」の瑕疵が判明し、住宅の耐力性能もしくは防水性能を満たさなくなった場合、その補修費用等が保険金により支払われます。この制度により、新築住宅の売主は、10年間の瑕疵担保責任（無料で補修する義務）を負わされます。

保険への加入にあたっては、着工前に保険を申し込むことが必要で、住宅の工事中に現場検査が行われます。新築住宅の売主が倒産等の場合などで瑕疵担保責任を履行できない場合は、発注者や買主である住宅取得者が、保険会社に補修等にかかる費用等（保険金）を直接請求することができます。

2-2 保険会社における外張断熱工法の取扱い

発泡プラスチック断熱材を用いた外張断熱工法外壁の防水仕様として、壁断熱材の屋外側に透湿防水シートを張る方法と、断熱材の継ぎ目を気密防水テープで処置する方法があります。

透湿防水シートによる防水仕様は、各保険会社が定めている設計施工基準において、外壁の防水性能を確保する標準的な方法とされており、外壁通気層の室内側に透湿防水シートを設ける防水仕様に準じることによって保険の申請が可能です。

気密防水テープによる防水仕様は、発泡プラスチック外張断熱協会が代表的な指定保険会社*1に「3条確認」*2申請を行って受理されており、各指定保険会社の確認書もしくは通知書を添付することによって保険の申請が可能です。この場合、本書に記載されている外張断熱工法施工のポイントを遵守して、現場検査に備えていただくようお願いいたします。

*1 2010年8月31日現在、3条確認が受理されている指定保険会社は以下の通りです。

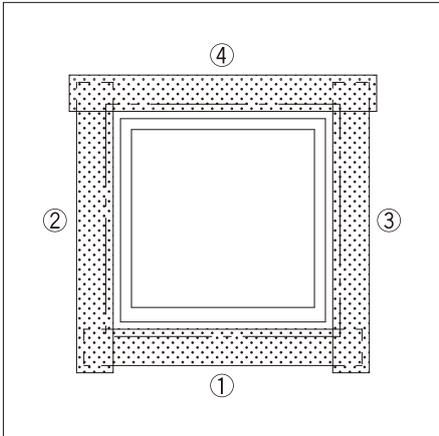
- 財団法人住宅保証機構
- 株式会社住宅あんしん保障
- 株式会社ハウスジーマン
- たてもの株式会社

*2 「3条確認」とは

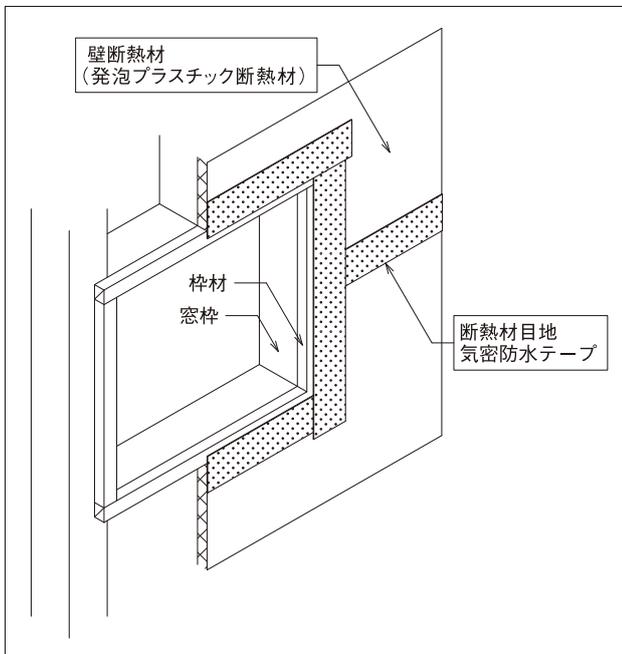
設計施工基準の原則に適合しないが、構造耐力性能または防水性能上は問題ないと判断される仕様に対して、保険契約申し込み可能であることを事前に了解する手続き。

◆ 開口部廻りの気密防水テープの貼り方 (図示①→④)

- ・ 気密防水テープ幅は100mm以上とします。
- ・ 各コーナー部を覆うように貼ります。

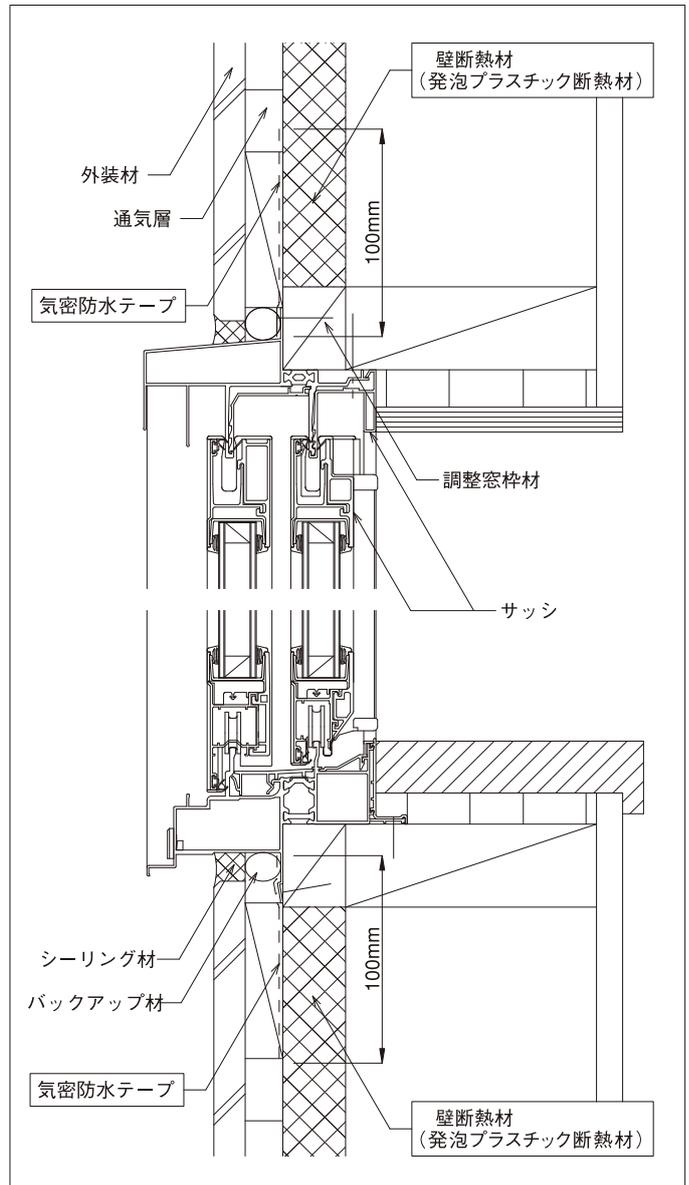


- ・ 開口部 (窓・玄関勝手口等) に発泡プラスチック断熱材厚さと同寸法の枠材を取り付けます。
- ・ 発泡プラスチック断熱材を枠材廻りに張り上げた後、枠材と発泡プラスチック断熱材の目地部を気密防水テープで処理します。

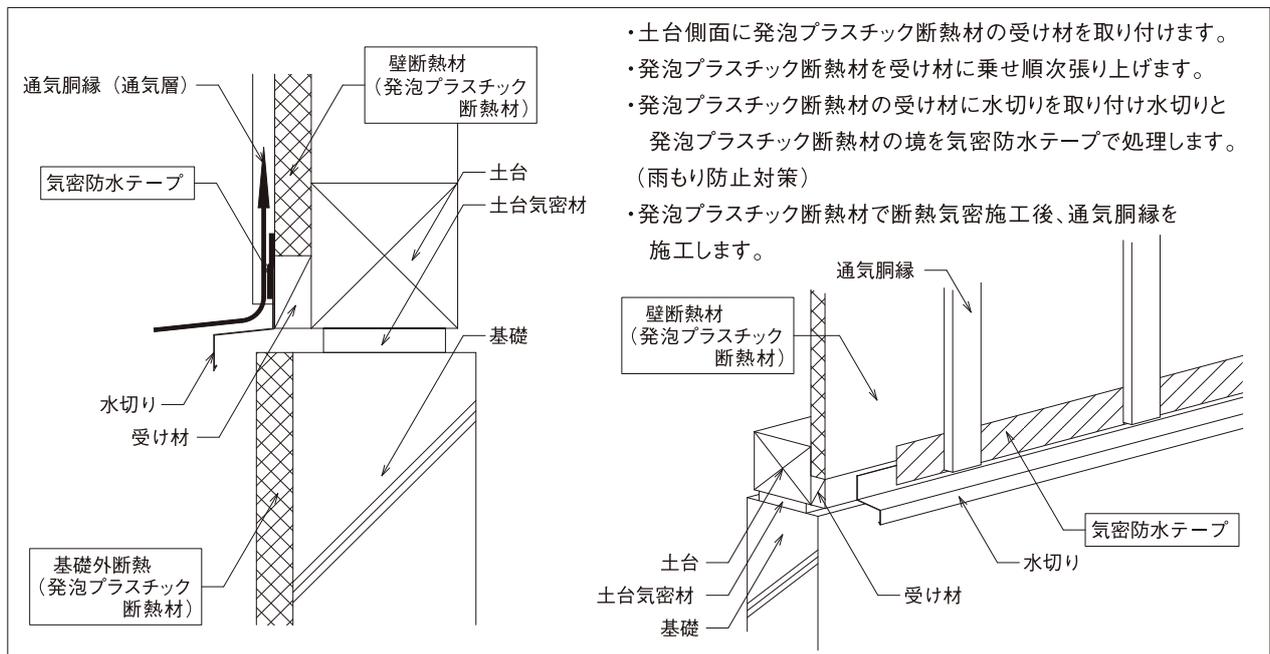
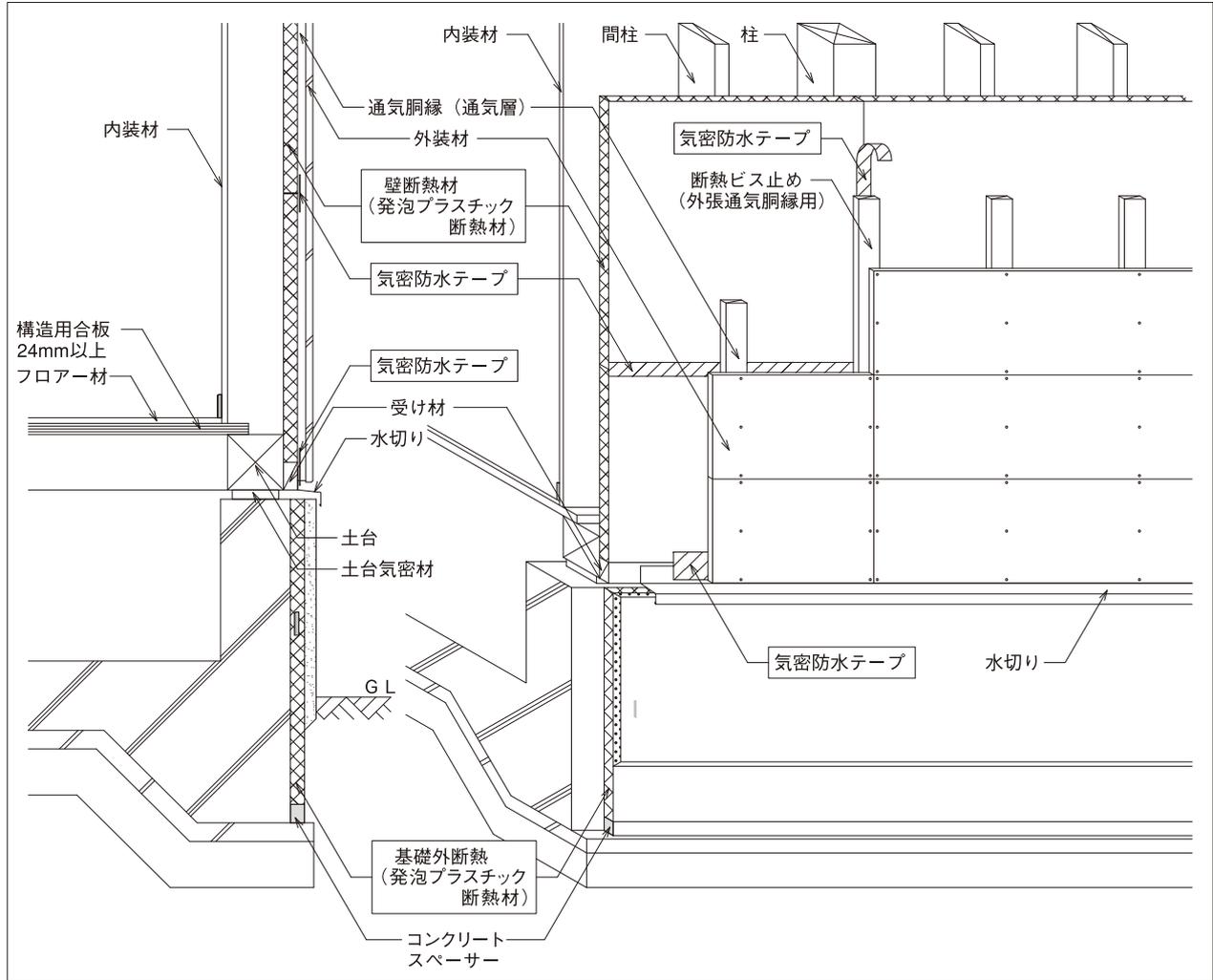


◆ 開口部廻りは雨じまいと気密性に配慮した適切な納まりと入念な施工が必要です。 躯体内部に水分が滞留すると構造体の腐朽を促進し、耐久性を著しく損なう原因となりますので、漏水対策に十分に配慮します。

- ・ 窓枠下部に結露時の漏水防止対策に十分に配慮します。
- ・ サッシ枠と枠材の境を気密防水テープで処理します。

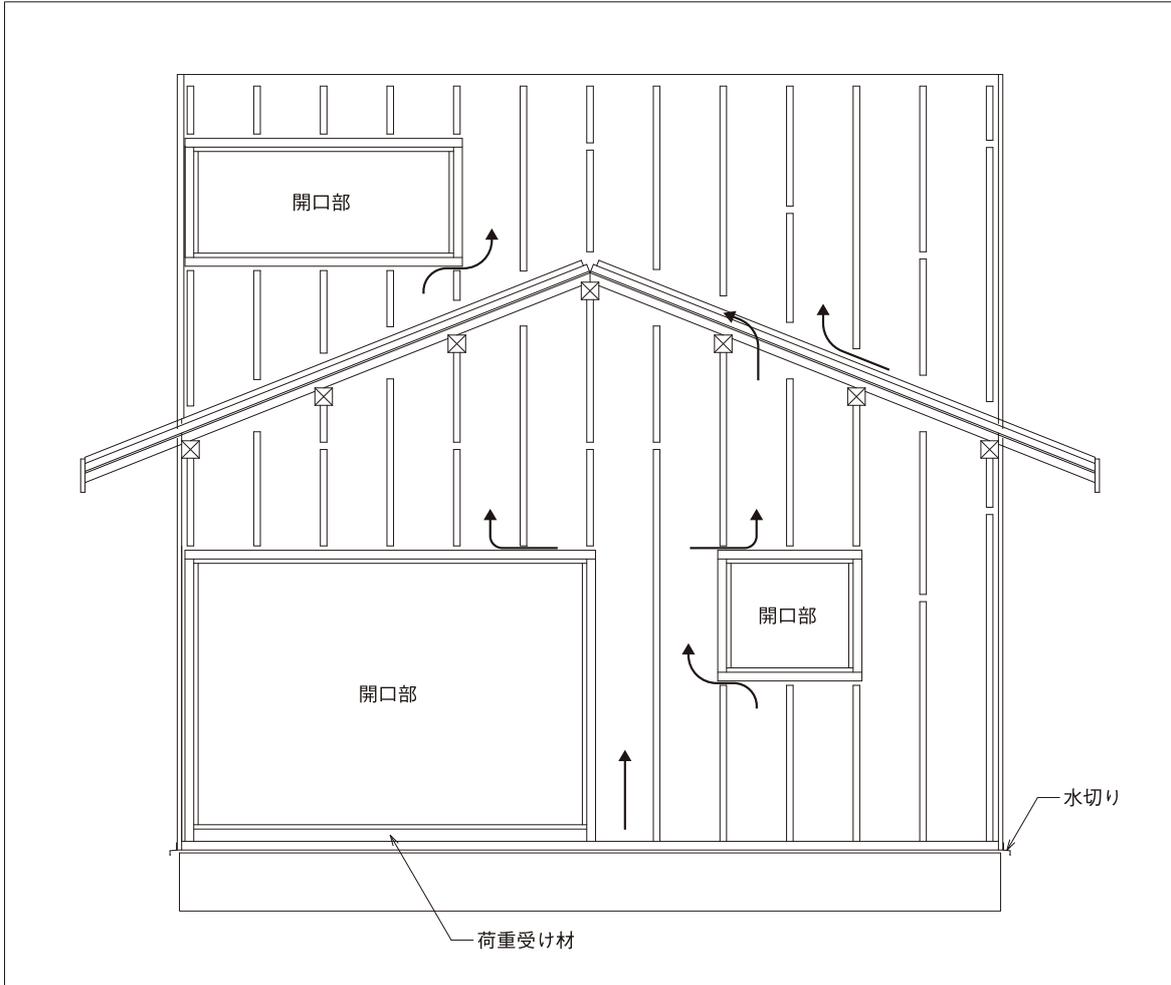


- ◆ 発泡プラスチック断熱材同士の目地部は必ず気密防水テープで処理します。
- ◆ 胴縁は通気が取れる様に施工します。
- ◆ 屋根との取り合い等の欠損部は現場発泡ウレタRーキング等を充填後、気密処理します。
- ◆ 防水面から木部が露出ないように気密防水テープで処理します。

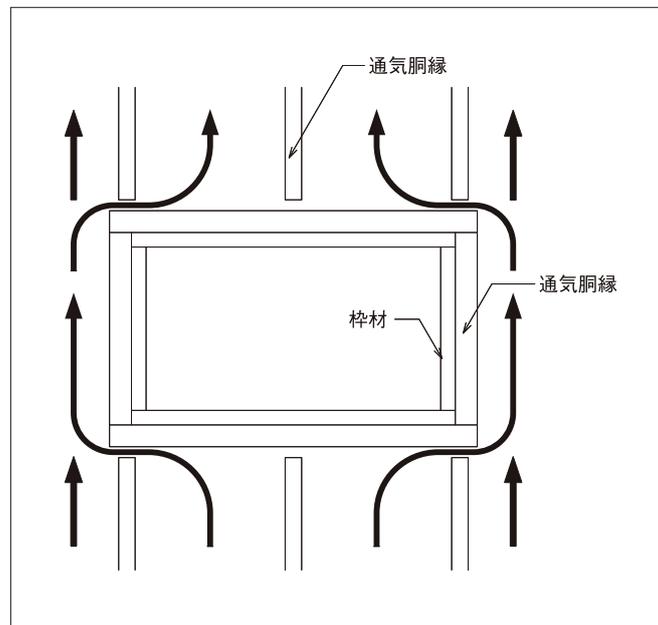


- ・土台側面に発泡プラスチック断熱材の受け材を取り付けます。
- ・発泡プラスチック断熱材を受け材に乗せ順次張り上げます。
- ・発泡プラスチック断熱材の受け材に水切りを取り付け水切りと発泡プラスチック断熱材の境を気密防水テープで処理します。(雨もり防止対策)
- ・発泡プラスチック断熱材で断熱気密施工後、通気胴縁を施工します。

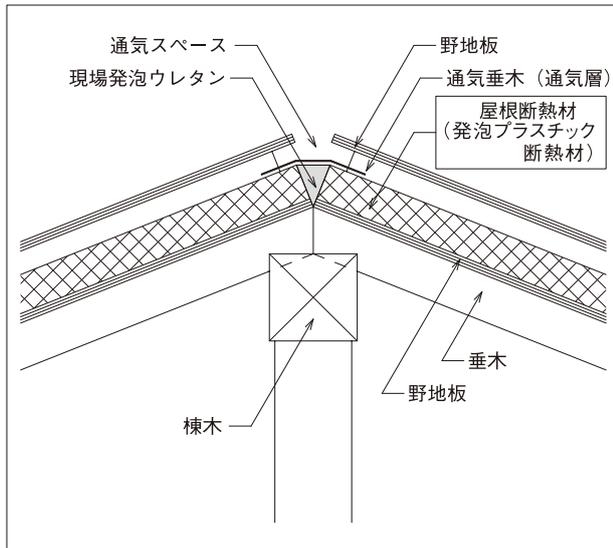
- ・壁全面が通気できるよう通気胴縁の配置を計画します。
- ・開口面積の大きい（荷重がかかる）場合は、通気よりも荷重受けを重視し荷重受け材を取り付けます。



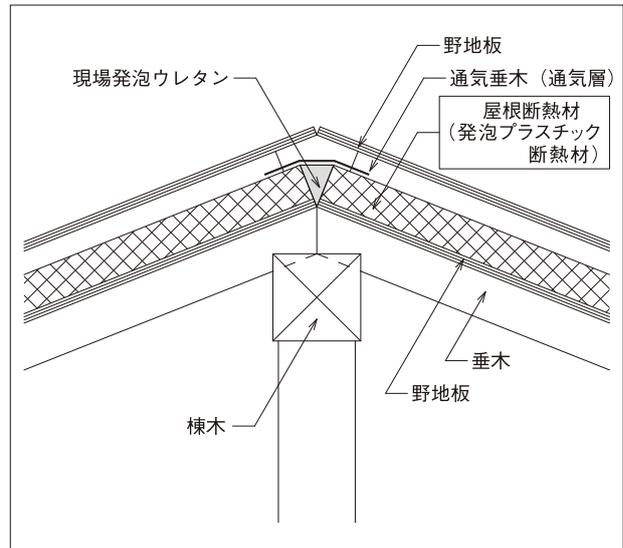
- ・開口部周りについても通気が止まらないようにします。
(枠材と通気胴縁を通気できるように離して施工します)



● 棟換気を取り付ける部位



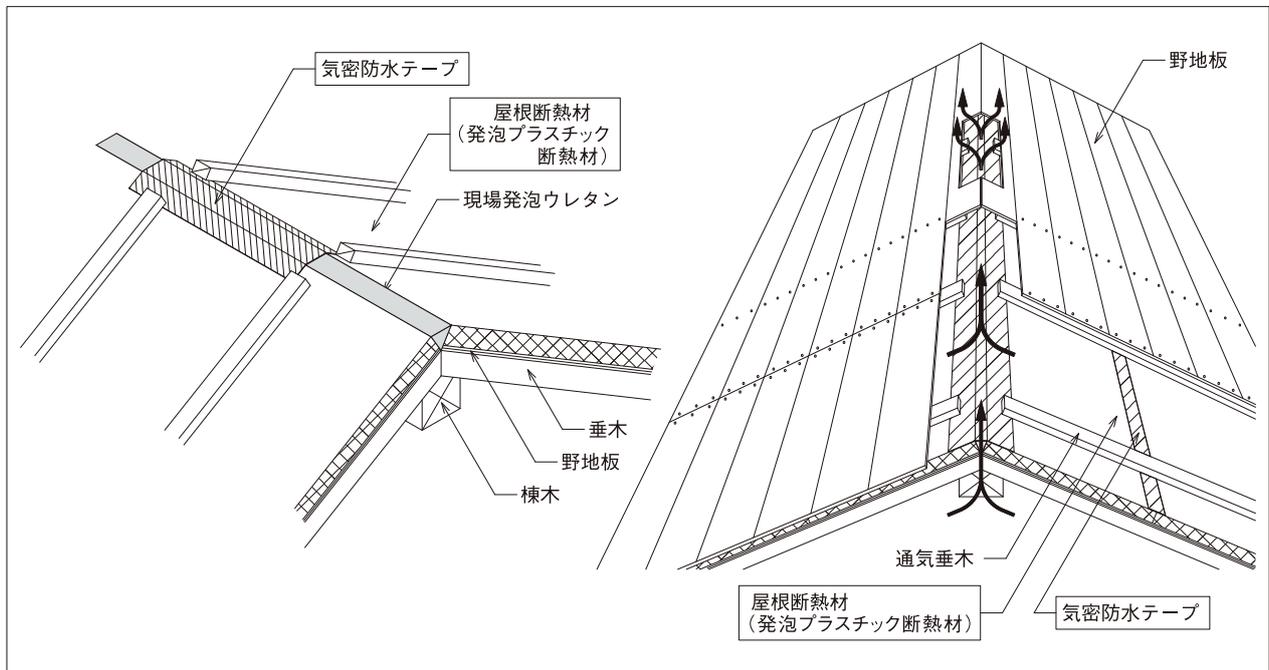
● 棟換気を取り付けない部位



● 棟部の取り合い

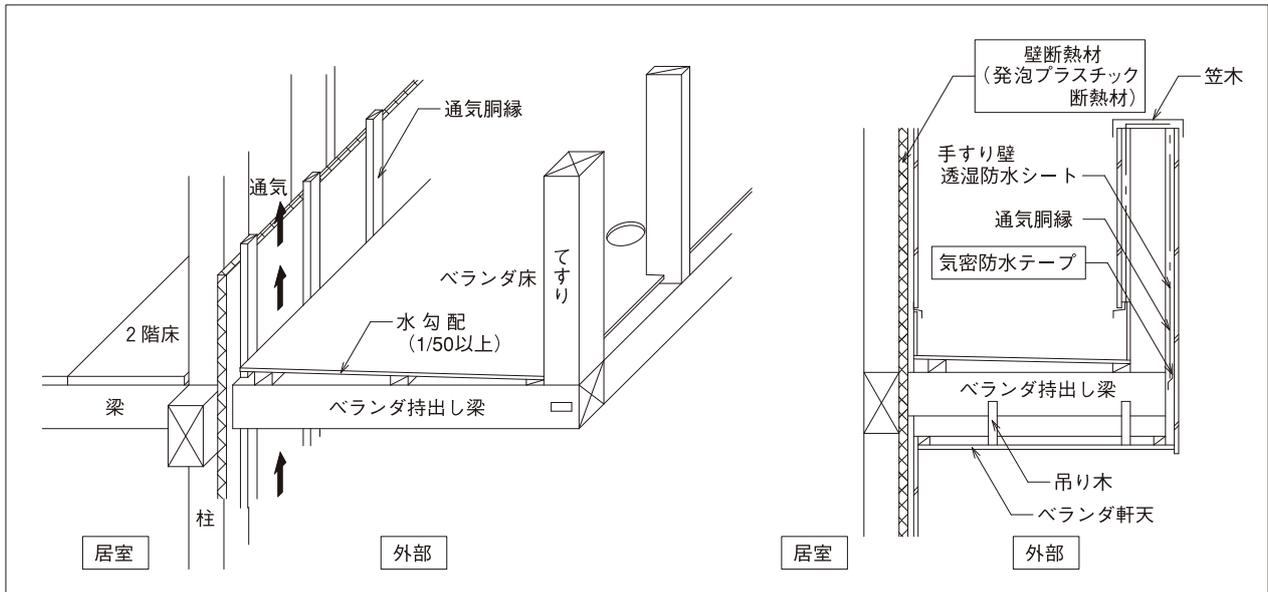
- ◆ 隙間の部分には現場発泡ウレタンを吹き付けます。
その上から、気密防水テープで通気層を塞がないように処理します。

- ◆ 棟換気口まで、通気できるようにします。

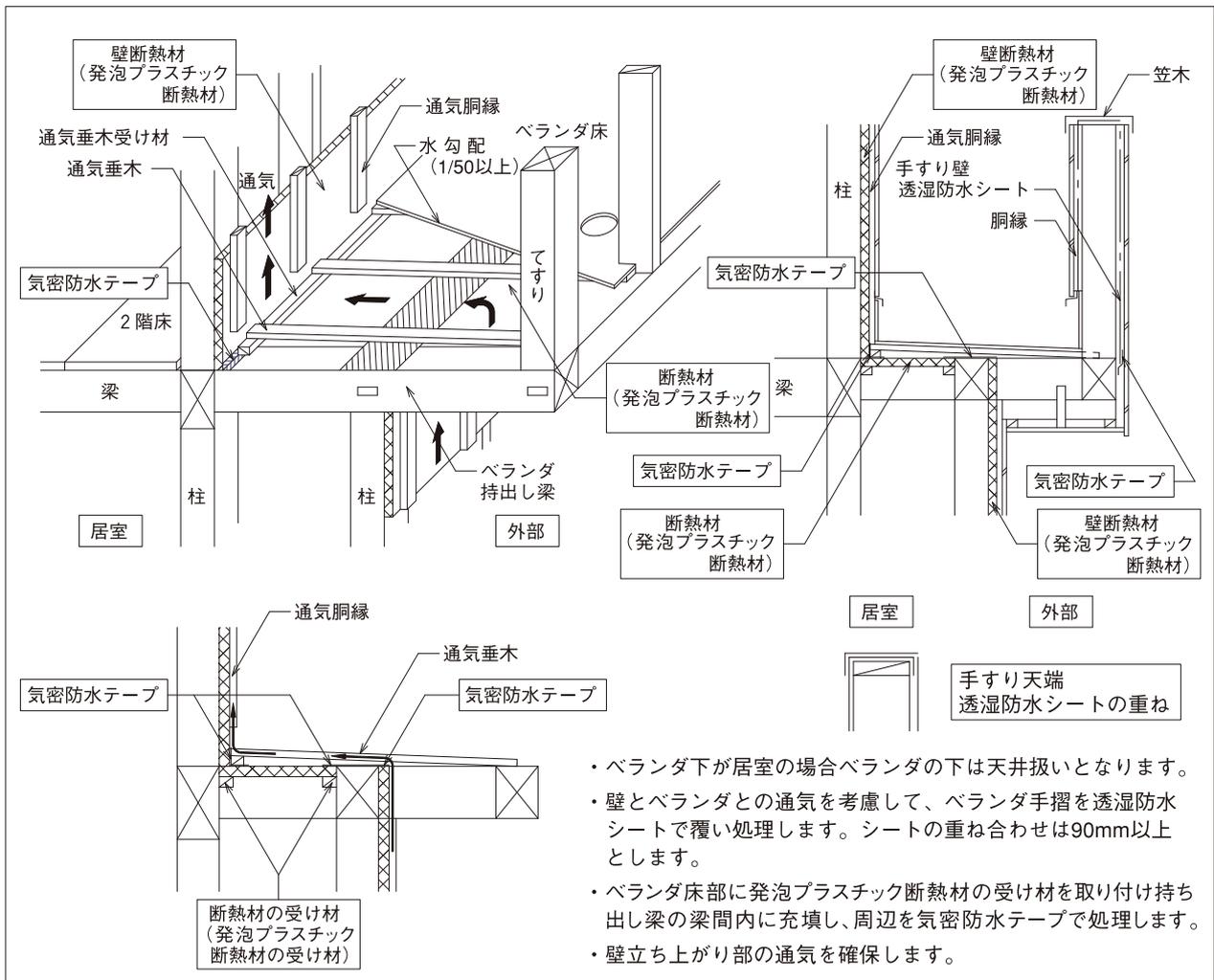


- ・ベランダ下が居室でない場合、気密断熱境界の外として扱います。
- ・壁とベランダとの通気を考慮して、ベランダ手摺を透湿防水シートで覆い処理します。シートの重ね合わせは90mm以上とします。
- ・壁立ち上がり部の通気を確保します。

● ベランダ下が居室でない例

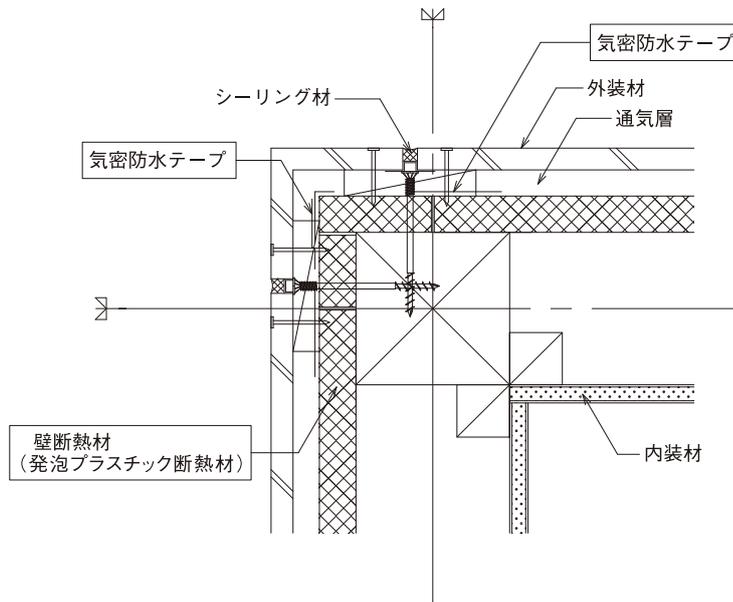


● ベランダ下が居室の例



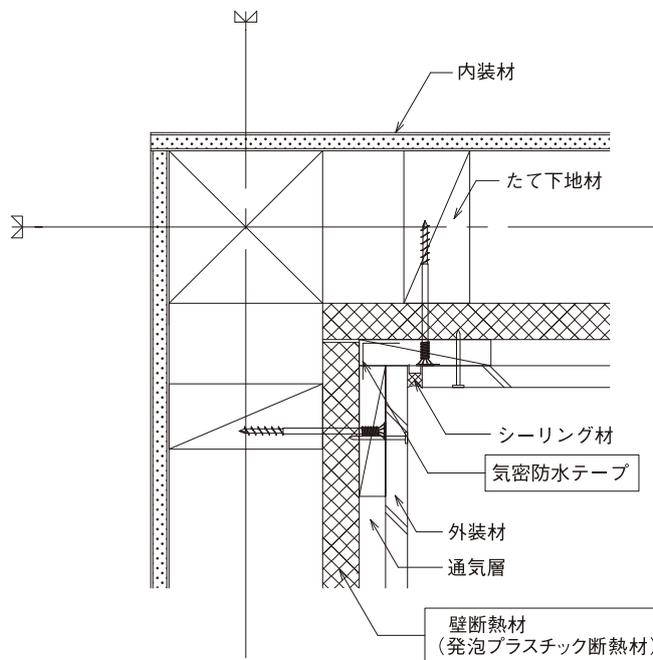
- ・ベランダ下が居室の場合ベランダの下は天井扱いとなります。
- ・壁とベランダとの通気を考慮して、ベランダ手摺を透湿防水シートで覆い処理します。シートの重ね合わせは90mm以上とします。
- ・ベランダ床部に発泡プラスチック断熱材の受け材を取り付け持ち出し梁の梁間内に充填し、周辺を気密防水テープで処理します。
- ・壁立ち上がり部の通気を確保します。

● 出隅部

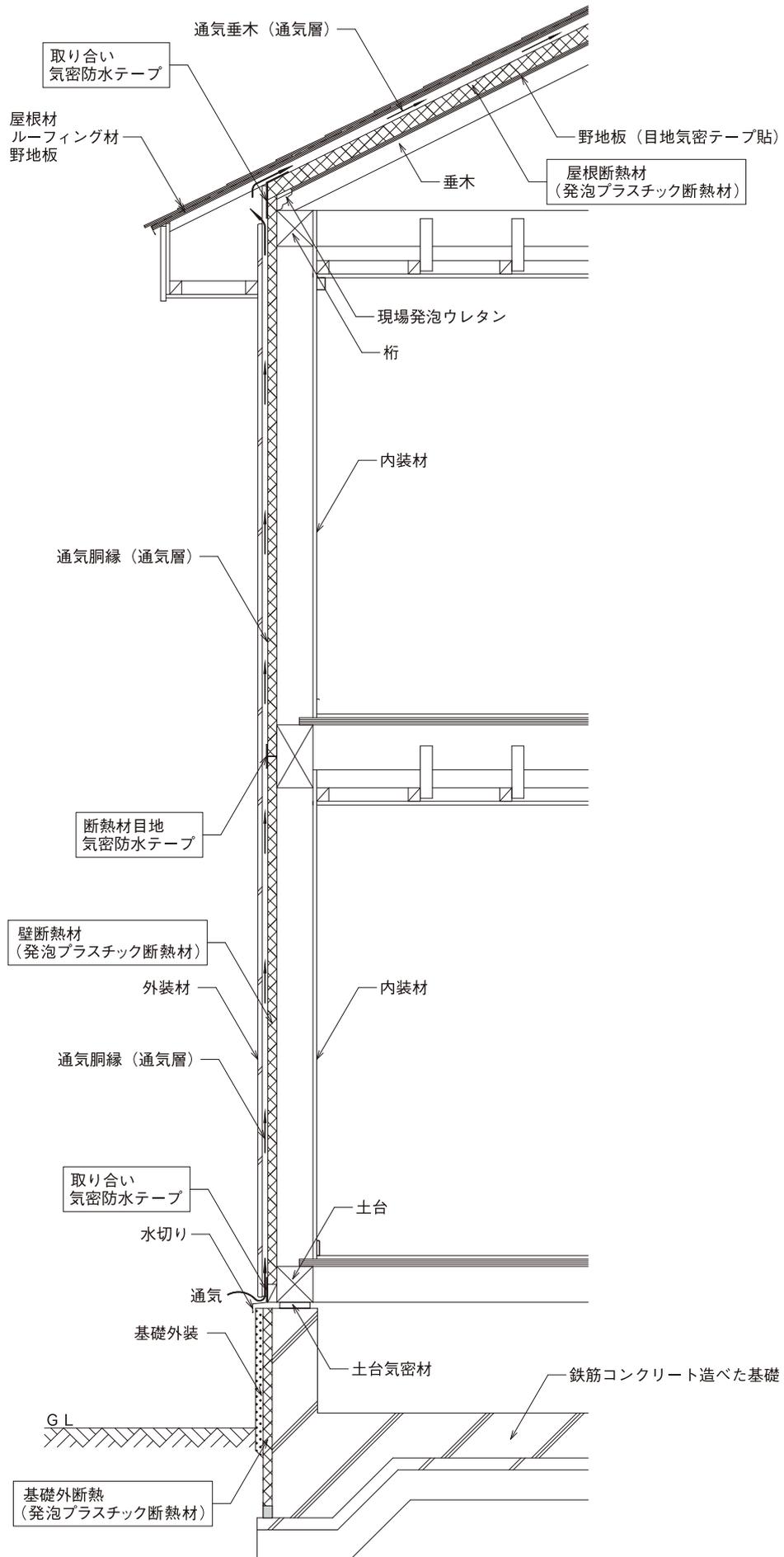


◆ 壁断熱材を柱芯で施工する場合、出隅部の断熱材は隙間が生じないように正確に切断加工して取付けます。気密防水テープ処理もコーナー部分は特に漏水防止対策に十分配慮します。

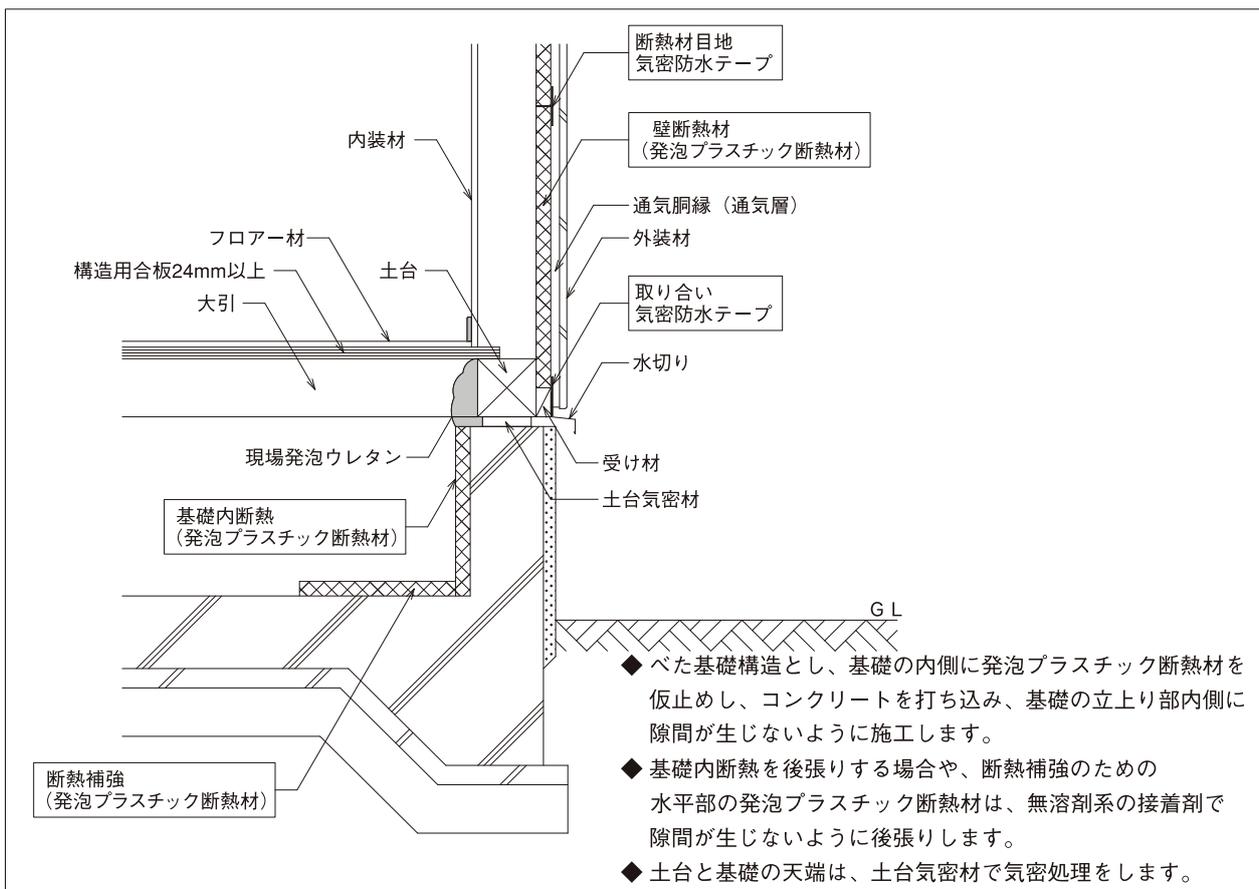
● 入隅部



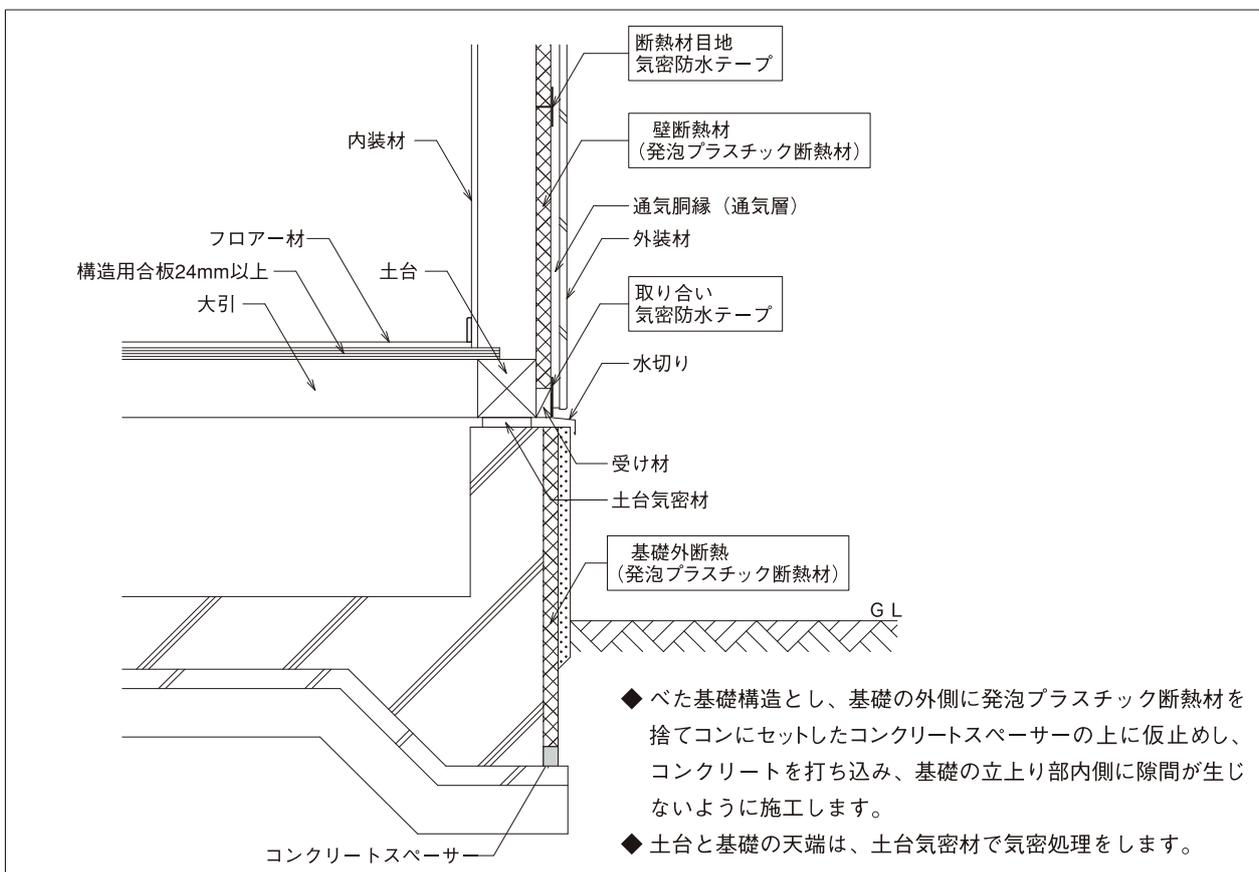
◆ 壁断熱材の厚さと通気胴縁の配置を考慮の上予めたて下地材を施工します。コーナー部分の気密防水テープは施工しづらい部分なので、特にていねいに処理します。



● 基礎内断熱の例

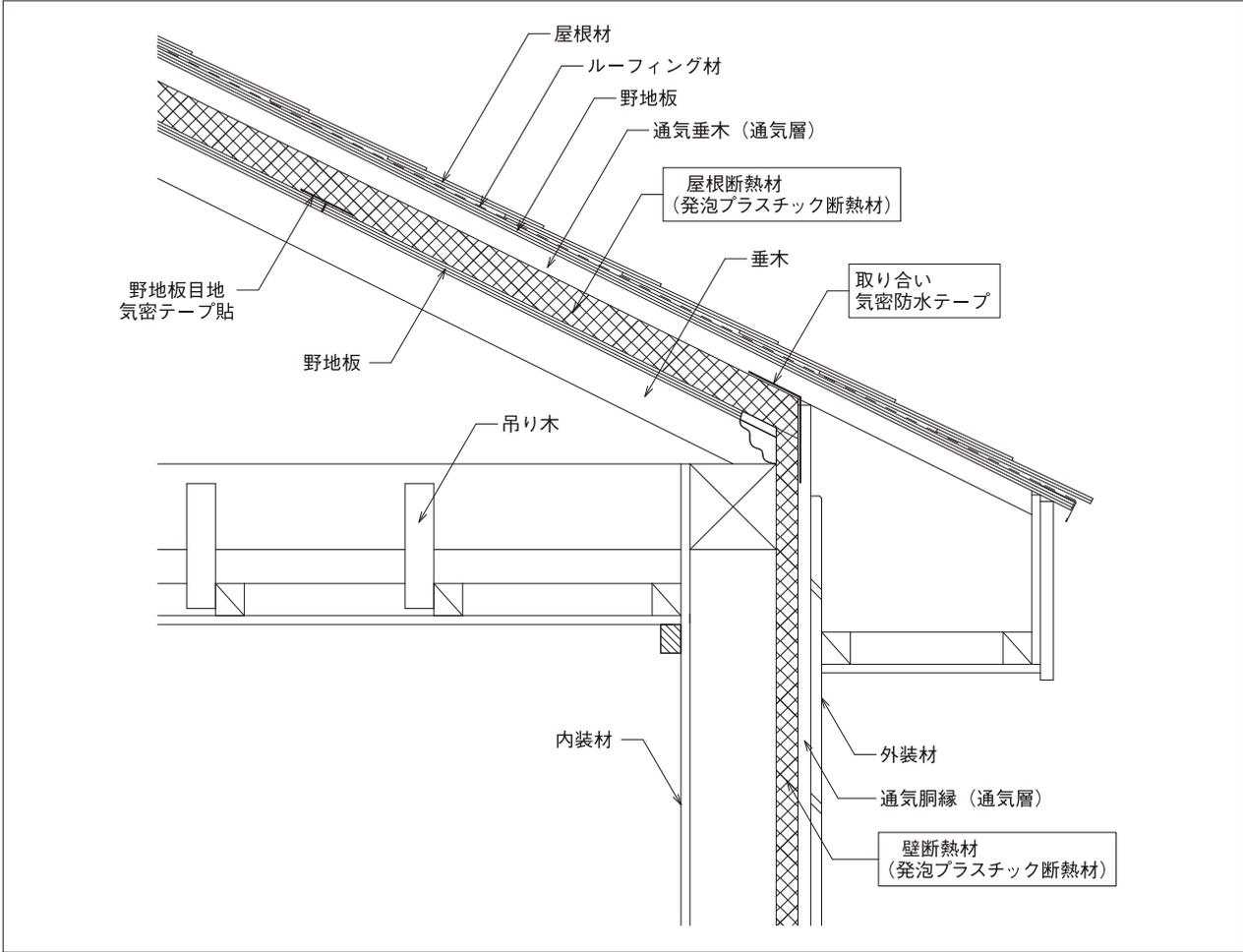


● 基礎外断熱の例

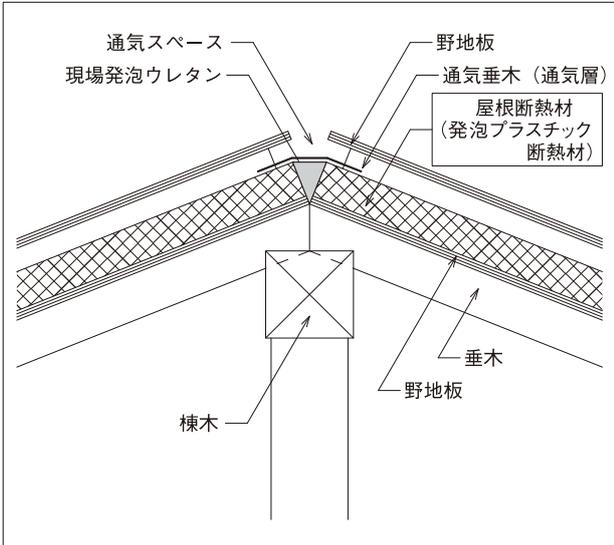


各部位の参考ディテール	屋根一壁	屋根／二層垂木方式	(図-3)
-------------	------	-----------	-------

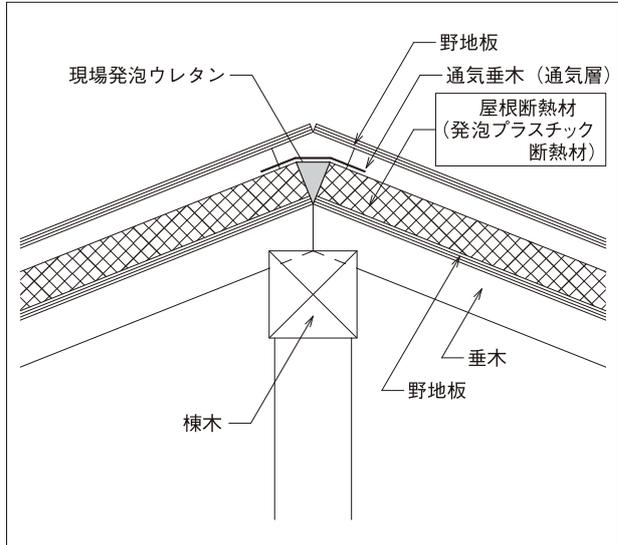
- ◆ 断熱材の突付部は必ず気密処理して下さい。
- ◆ 棟の通気垂木は通気が取れる様に離して施工して下さい。
- ◆ 棟部の断熱欠損部はウレイ塔tフォームで施工して下さい。
- ◆ 棟部防水処理として気密防水テープ(巾100mm以上)で覆って下さい。(狭幅の重ね貼りは避けて下さい)
- ◆ 棟換気を行って下さい。(この部分は野地板をカットします)
- ◆ 内装材を桁まで張り上げて下さい。切妻の場合、妻側壁も内装材を張り上げて下さい。

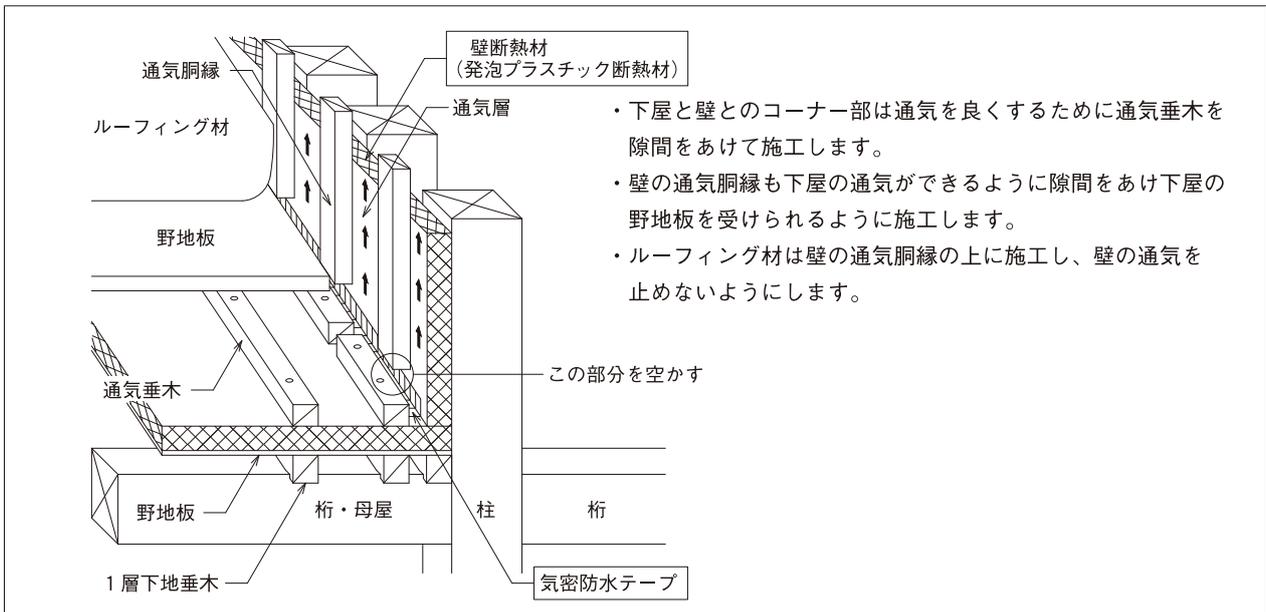
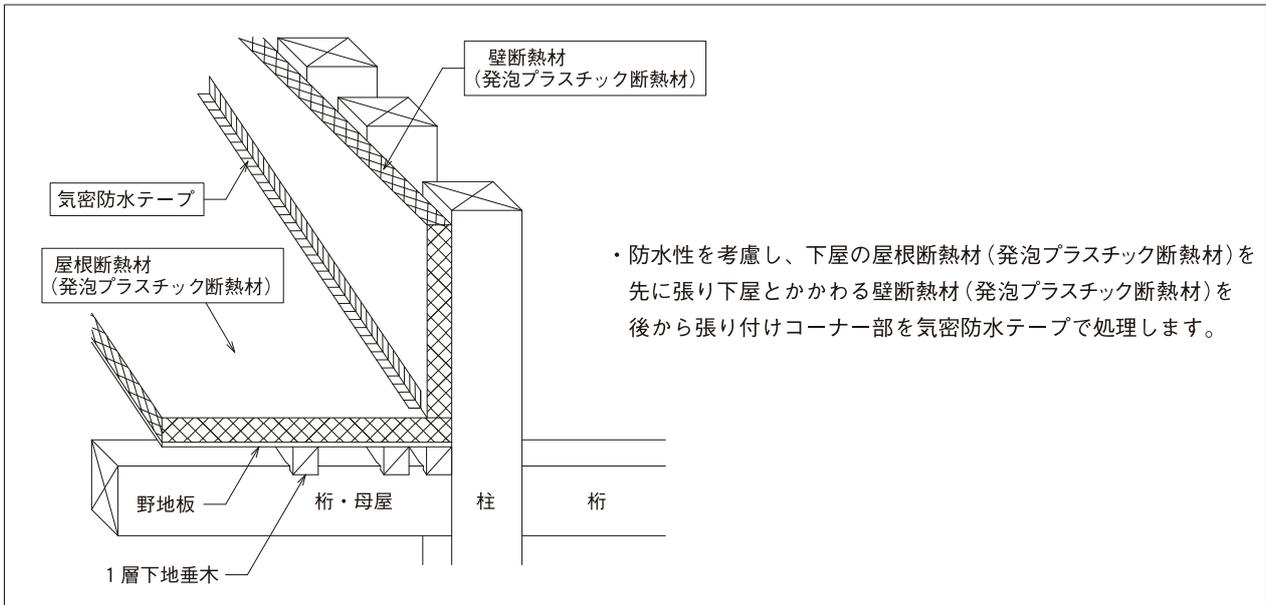
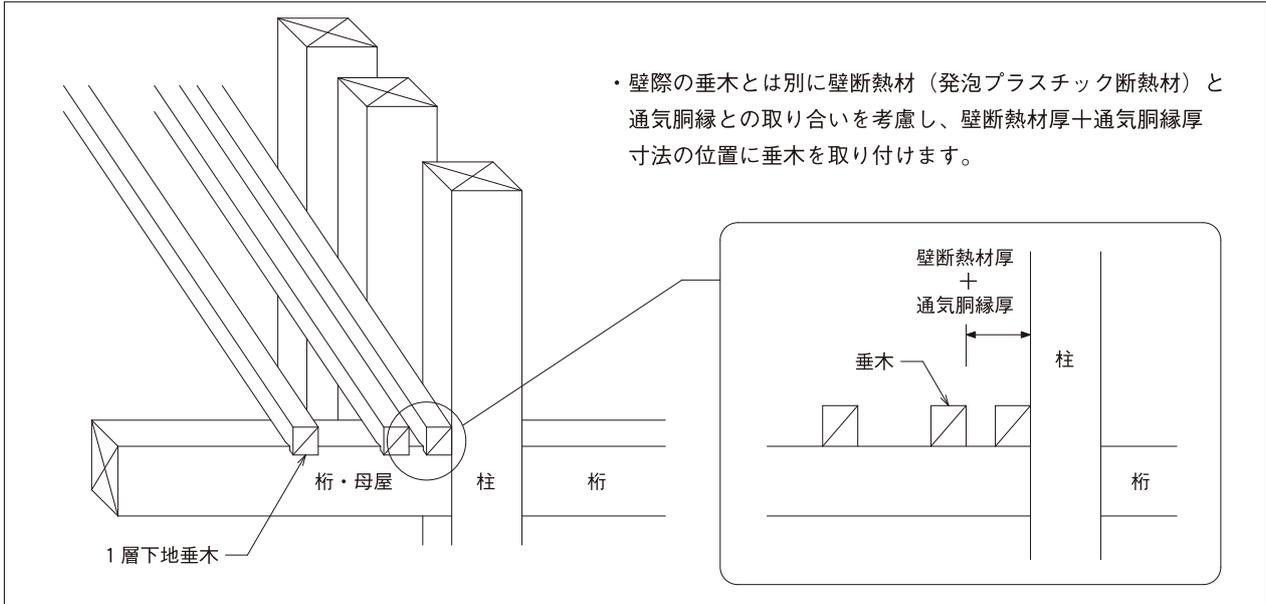


● 棟換気を取り付ける部位



● 棟換気を取り付けない部位





4. 関連副資材

4-1 気密防水テープ

外張断熱工法では、断熱層と気密層の連続性と窓周りの防水性能を確保するため、気密防水テープを使用します。粘着財の種類として「ブチル系」「アスファルト系」「アクリル系」がありますが、使用する発泡プラスチック断熱材との相性、気密性、粘着性、作業性で実績のある、外張断熱工法専用の気密防水テープを選定してください。

「COA賛助会員製品」

製品名「エースクロス」（アクリル系テープ）
光洋化学株式会社
問い合わせ先： TEL 03-3379-5361
URL： <http://www.koyo-kagaku.co.jp/>



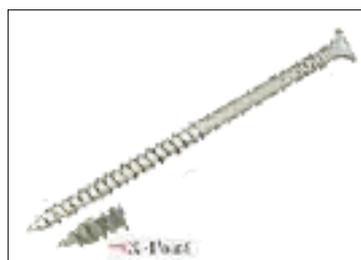
4-2 外張専用ビス

外張断熱工法は、外装材を支持する通気胴縁と構造材の間に断熱材が設置されますので、取付けビスの長期にわたるせん断強度の確保が必要です。

外張断熱工法の通気胴縁の取付けには、軸径が太く通気胴縁の割れ防止機能を有する外張断熱工法専用ビスを推奨しています。

「COA賛助会員製品」

製品名「X-ポイントビス」
若井産業株式会社
問い合わせ先： TEL 06-6783-4101
URL： <http://www.wakaisangyo.co.jp/>



製品名「パネリード」
日本パワーファスニング株式会社
問い合わせ先： TEL 03-3639-2600
URL： <http://www.jpfn-net.co.jp/>



東日本パワーファスニング株式会社
問い合わせ先： TEL 022-351-7330
URL： <http://www.e-jpfn.co.jp>

4-3 スプレー式充てん材

断熱性と気密性を確保するために、断熱材の取合い部、サッシ廻り等の隙間にスプレー式のウレタン充てん材を使用します。1液式と2液式（速硬型）のタイプがありますので隙間の大きさや取合い部の状況に応じて使い分けてください。

「COA賛助会員製品」

製品名「インサルパック」
株式会社エービーシー商会
問い合わせ先： TEL 03-3507-7240
URL： <http://www.insulpak.net/>



瑕疵担保履行法対応 外張断熱工法施工のポイント

発泡プラスチック外張断熱協会

正会員

押出發泡ポリスチレン工業会
ウレタンフォーム工業会
発泡スチロール協会EPS建材推進部
フェノールフォーム協会

賛助会員

若井産業株式会社
日本パワーファスニング株式会社
東日本パワーファスニング株式会社
光洋化学株式会社
株式会社エービーシー商会

発泡プラスチック外張断熱協会

Cellular Plastics Outer-Insulation Association

正 会 員

押出法ポリスチレンフォーム

押出發泡ポリスチレン工業会

www.epfa.jp

03-5402-3928

ウレタンフォーム

ウレタンフォーム工業会

www.urethane-jp.org

03-6402-1252

フェノールフォーム

フェノールフォーム協会

www.jpfa.org

03-3296-3534

ビーズ法ポリスチレンフォーム

発泡スチロール協会EPS建材推進部

www.jepsa.jp

03-3861-9046